

本 監 発 第 2 7 号
令和 8 年 7 月 2 3 日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市監査委員 澤野 高雄



本庄市監査委員 早野 清



地方自治法第199条第6項の規定による監査要求の監査結果について
(通知)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により、令和8年5月27日付け本行発第41号で提出された監査要求について、監査を実施しました。
つきましては、同条第9項の規定により、監査結果を通知します。

市長要求監査に係る監査結果報告書

第1 監査の種類

市長要求監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第199条第6項の規定に基づく監査）

第2 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第3 監査の対象

令和8年5月27日付けで本庄市長から要求のあった、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「当該交付金」という。）申請手続に係る事務処理に関する次の事項

- 1 当該交付金申請に係る事務処理の経過及び事実関係
- 2 関係法令、要綱等に照らした事務執行の適法性
- 3 事務手続誤りが生じた原因の分析（個別要因及び組織的要因）
- 4 内部統制及びチェック体制の整備状況並びにその有効性
- 5 再発防止策の必要性及びその方向性
- 6 関係職員の関与の状況及び責任の範囲に関する評価
- 7 当該交付金制度の運用に係る事務処理環境（申請回数、期間設定、手続の複雑性等）が、本件事務手続に与えた影響の有無及び程度

なお、市長から要求のあった全文は、次のとおりである。

本行発第41号
令和8年5月27日

本庄市監査委員 澤野 高雄 様
本庄市監査委員 早野 清 様

本庄市長 吉田 信解

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、次のとおり監査を求める。

1 監査要求事項

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務処理において、事務

手続誤りがあり、本来交付されるべき額の一部が交付されない結果となった事案について、当該事務の執行状況及びその適正性並びに背景事情を含めた総合的な検証を求める。

2 監査事項の具体的内容

- (1) 当該交付金申請に係る事務処理の経過及び事実関係
- (2) 関係法令、要綱等に照らした事務執行の適法性
- (3) 事務手続誤りが生じた原因の分析（個別要因及び組織的要因）
- (4) 内部統制及びチェック体制の整備状況並びにその有効性
- (5) 再発防止策の必要性及びその方向性
- (6) 関係職員の関与の状況及び責任の範囲に関する評価
- (7) 当該交付金制度の運用に係る事務処理環境（申請回数、期間設定、手続の複雑性等）が、本件事務手続に与えた影響の有無及び程度

3 監査要求の理由

本件は、財務事務の適正な執行の観点から看過できない事案であり、その原因を究明し、再発防止に向けた課題を明確化する必要がある。ついては、独立した監査委員の見地から客観的かつ公正な検証を行うことが必要であると判断したものである。

4 監査にあたり特に配慮を求める事項

本件の性質に鑑み、以下の点について配慮されたい。

- (1) 結果のみならず、事務手続の経過及び組織的対応を含めた総合的評価
- (2) 個人の責任に偏ることなく、内部統制及び業務体制の観点からの分析
- (3) 再発防止に資する実効的な改善方向の提示

5 関係部署

企画財政部企画課、福祉部地域福祉課

6 添付書類

別紙のとおり

7 その他

監査結果については、今後の行政運営の改善及び再発防止策の検討に反映させるとともに、市民への説明責任を果たすための基礎とするほか、必要に応じて関係機関への説明資料として活用することを想定している。

※添付書類

- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画一式
- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金令和6年度終了実績報告
- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金支給状況調査等一式

第4 監査の期間

令和8年5月27日から令和8年7月15日まで

第5 監査の着眼点

当該交付金に関する事務執行の適正性並びに事務手続誤りの個別及び組織的要因についての総合的な検証のほか業務体制等の分析による再発防止の方向等

第6 監査の方法等

監査に当たっては、企画財政部企画課及び福祉部地域福祉課から提出のあった関係書類を審査するとともに、関係職員に対して事情聴取を行った。

- 1 経緯について
- 2 業務の実施体制と実施状況について
- 3 事務手続誤りの原因について
- 4 その他（再発防止策、当該交付金事業の法的な位置づけ、手続の複雑性等について）

第7 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり総括した。

以下、事実関係の確認及び判断等について述べる。

1 当該交付金申請に係る事務処理の経過及び事実関係について

令和6年度の当該交付金の申請手続において、事務手続誤りにより、市民に給付した金額の一部（15,160千円）について、国からの交付金を受けられない事態が発生した。

（1）経緯

当該交付金においては、令和6年度第3回実施計画（令和7年1月17日提出）にて最終給付実績値を計上するべきところ、第2回実施計画（令和6年10月23日提出）後から最終給付日までの間（令和6年10月19日から11月29日まで）の給付実績値について、計上漏れが発生した。

令和7年4月7日、令和6年度終了実績報告の作成時に事態を把握したた

め、直ちに埼玉県及び国（総務省、内閣府）に対して、追加交付や既に交付を受けている事務費と事業費（給付金分）の費目間流用等、何らかの救済措置が受けられないか検討を依頼していたが、令和8年1月8日、内閣府から救済措置がない旨の回答があった。

その後、令和8年3月31日に、費目間の流用の検討を依頼していた事務費の返還請求があり、これをもって追加交付又は事務費と事業費（給付金分）の費目間流用等の救済措置を受けられないことが確定した。

なお、本件に関する給付対象者への給付は適正に執行されており、給付漏れは発生していない。当該交付金の申請漏れに相当する財政支出は、一般財源で補うこととなった。

（２）業務の実施体制と実施状況

①実施体制…令和6年度は、職員4名（うち3名は兼務職員）により当該交付金業務を実施しており、各職員は通常業務に加えて当該業務に従事していた。

また、市民への給付金交付事務や国への交付金申請事務といった複雑かつ膨大な事務を、兼務した1名の職員が担当していたことを確認した。

②実施状況…令和6年度における交付金実施状況は、令和5年度からの繰越事業が3つ、令和6年度事業が3つ、加えて令和6年11月の閣議決定による新たな追加事業が2つ、計8つの交付金事業が実施されていた。

〔令和6年度実施給付事業〕

交付金名称	事業内容	申請期間
I 電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金	(1) 令和5年度住民税非課税世帯への7万円給付	令和6年1月18日～ 令和6年5月31日 ※1
II 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税一体支援枠)	(2) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付	令和6年3月12日～ 令和6年8月31日 ※1
	(3) 18歳以下のこどもがいる令和5年度住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯へのこども一人当たり5万円給付	

	(4) 令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯への10万円給付	令和6年7月16日～ 令和6年10月31日
	(5) 18歳以下のこどもがいる令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯へのこども一人当たり5万円給付	
	(6) 令和6年度本庄市定額減税補足給付金（調整給付）	令和6年7月16日～ 令和6年10月31日
Ⅲ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（新たな追加事業）	(7) 令和6年度住民税非課税世帯への3万円給付	令和7年2月21日～
	(8) 18歳以下のこどもがいる令和6年度住民税非課税世帯へのこども一人当たり2万円給付	令和7年7月31日 ※2

※1 令和5年度からの繰越事業

※2 令和7年度への繰越事業

（3）事務手続誤りの原因

各交付金申請事務では、国への実施計画の報告のほか、原則隔週で埼玉県に支給状況調査として実績を報告していたが、最終的な資料提出となる第3回実施計画の提出に際し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（新たな追加事業）」（上記表中Ⅲ）も開始され、事務がより煩雑となったこともあり、実績報告は既に完了していると思い込み、給付実績値の根拠資料（歳出予算整理簿、支給状況調査回答様式など）との照合をせず、本来加算すべき数値を加算しなかった状況が認められている。

2 関係法令、要綱等に照らした事務執行の適法性及び妥当性について

本庄市職務分担規程（平成18年本庄市訓令第16号）では、補助金等の交付申請に関しては、主務部長が専決権者として決裁することと規定されており、さらに、経常的なものを除き、財政課長の合議を要することが規定されている。

提出書類及び職員の陳述を踏まえ事務手続の検証をしたところ、決裁は主務部長が行っているが、当該交付金申請は経常的なものに該当するとはいえ

ないにもかかわらず、財政課長の合議がなされておらず、当該規定に抵触する事実が確認されている。

また、当該交付金申請の決裁過程では、根拠資料の未添付に加え、内容を未確認のまま事務を進めている事実があるなど、事務執行の妥当性を欠く事実も認められている。

3 事務手続誤りが生じた原因の分析（個別要因及び組織的要因）について

（１）個別要因

国への交付金申請事務においては、上記１の（２）に表記したように、短期間に複数の交付金申請事務が重複しており、国が定める様式、通知文書、事務手続等が複雑かつ膨大で、大きな事務負担が生じていたことが要因として挙げられる。

さらに、当該交付金申請時に新たな交付金事務が追加され、当該交付金申請に関する数値の精査がおろそかになった事実が認められる。

（２）組織的要因

市民への給付金交付事務と国への交付金申請事務といった、複雑かつ膨大な事務を、兼務した１名の職員が担当していた事実が認められる。

また、最終の当該交付金申請事務に至るまでは、国又は埼玉県に対する各交付金の実施計画等の提出や隔週で市民への給付金の交付状況の報告を正確に行っていたことから、最終の当該交付金申請事務も正しく手続されているだろうと思い込み、根拠資料が添付されていない起案文書を未確認のまま承認しており、さらには、財政課長への合議がなされていないことなど、チェック体制が十分に機能していない事実も認められている。

4 内部統制及びチェック体制の整備状況並びにその有効性について

今回の当該交付金に係る事務手続誤りについては、過密なスケジュール等の困難な環境要因も認められるものの、決裁過程におけるチェック体制が適切に機能していなかったことが、大きな要因であったと考えられる。

現状、本市における内部統制は努力義務であることから整備されていないが、今回の事務手続誤りを契機に組織で問題意識を共有し、適切なチェック体制を整備して、全ての職員が自分ごととして捉え、確実に機能させることで組織力を向上させていく必要があると認められる。

5 再発防止策の必要性及びその方向性について

今回の事務手続誤りの根本は、決裁過程の職員及び決裁権者が未添付の根拠資料の確認をせずに承認及び決裁をしていたことにあるが、事務処理体制にも不足する要因があったことが確認されている。特に、当該交付金のような突発的な事務が生じた場合には、その事務量を考慮して、事務に専属で従事できるような職員を配置する事務処理体制が望ましいものと考えられる。

また、今回のように、やむを得ず他の部署から職員を招集し、兼務で対応するような場合には、兼務職員やその管理責任者が事務手続について共通認識のもとで事務を進められるような体制整備（事務量の確保、組織的に事務内容を理解するための研修、ダブルチェックやスケジュール管理のためのチェックシートの整理など）が必要と考えられる。

6 関係職員の関与状況及び責任の範囲に関する評価について

関係職員の関与状況等については、これまでも触れているように、当該交付金の手続誤りを生じさせた事務に直接関わっており、とりわけ決裁過程でチェック体制が機能しなかった管理の実態には、相応の過失責任が認められるものと評価せざるを得ない。

また、行政組織としても、少なくない交付金を受領できなくなった結果に対して、相応の責任が求められるものと評価をせざるを得ない。特に、本件では、職員が当該交付金事務に専属で従事できるような体制整備もなされておらず、兼務発令がされた中での事務処理には、担当職員に対する著しい業務負荷が生じていたことも明らかで、組織の環境要因が事務手続誤りの一因となったことも否めないと史料されるところである。

なお、このような環境の中、担当職員が本務と兼務しながら複雑な交付金事務の執行に孤軍奮闘している勤務実態も確認されており、この勤務実態には一定の評価を考量すべきと思慮するところでもある。

7 当該制度の運用に係る事務処理の環境（申請回数、期間設定、手続の複雑性等）が、本件事務執行に与えた影響の有無及び程度について

昨今の国内外の諸情勢等を踏まえ、地方自治体に国等から度重なる交付金等の支給事務が委ねられており、各自治体が担う事務の負担が増加している実態が認められ、当該交付金のような減税を組み合わせた交付金では、複数の部署にまたがる複雑かつ煩雑な手続に加え厳格な事務処理も求められてい

る。

そのため、当該交付金事務の担当部署では、複数の給付金事務に加え、年度をまたぐ管理や処理期限を含めた複雑な手続が輻輳し、そこに経常事務の繁忙も加わり、極めて大きな事務負担が生じていた現状が認められている。

そして、当該交付金の最終の交付申請事務においては、埼玉県からの提出依頼通知の收受から提出期限までが、年末年始を挟んで実質10日程度の短期間の設定で、同時に新たな交付金事務の指示が追加されるなど、事務手続の複雑性が増していたことも認められ、さらには、市民への給付金交付状況を隔週で埼玉県に報告する事務等が義務付けられていたことから、報告等の提出期限に追われることが常態化し、気持ちを張りつめた状態で業務を遂行していたことが容易に想像できる執務環境であったことも認められる。

8 監査結果のまとめ

当該交付金に係る事務の執行状況は、市民への給付金交付手続では、事業目的に沿った適正な事務手続が行われていると評価できる一方、当該交付金の申請手続においては、申請手続の一部を誤認し、決裁過程でのチェック体制等も機能していない不適切な事務処理が認められ、当該交付金を受領できなくなったことで、市民からの信頼をも失う結果となっている。

そのようなことから、今回の監査結果等を踏まえ、組織として速やかに原因等を検証し、今後に向けて実効性の高い再発防止策等を構築するとともに、職員間で問題意識を共有して組織力の向上を図り、今後の自治事務等が適正で確実な執行に繋がるよう真摯に取り組を進めていく必要がある。

また、行政組織としては、結果責任への対処方針も含め、事案全体の説明責任等を適切に果たし、市民からの信頼回復に懸命に努められたい。

ところで、当該交付金を受領できなかったことで市の財政負担が生じることになるが、市が当該事業を予定どおり継続するために一般財源を充当することは、法令に基づく適正な公金支出の範疇であり、合理的な市長の裁量に属するものである。したがって、国からの当該交付金を受領できなかったことによる減収の補填に一般財源を充当したことは、行政の継続性を確保し、住民福祉を損なわないためのやむを得ない政策的判断であると認められるが、行政組織として、この判断を重く受け止めていく必要があることも申し添えておきたい。

第8 意見

法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

今回、事務手続誤りにより15,160千円もの交付金を国から受けられなかったことは、本市の財政にとって看過できない費用負担であり、市民からの信頼を大きく損なう結果でもあることから、監査委員として、今後の行政運営の改善に資することを希望し、以下のとおり意見等を述べさせていただく。

1 交付金等の事務負担の現状と費用負担

国等が実質的な制度設計を行う交付金等の事務は、受給者個々の実情などにも配慮した緻密な制度設計がなされ、事務手続等も複雑で厳格なものとなるが、これも交付金等の性格やその原資を考えれば当然のことと理解しつつも、ここ数年、地方自治体には、少なくない交付金等の支給事務が委ねられ、極めて大きな事務負担が生じる現状が認められている。

地方自治体には、住民と直接関わる窓口があるため、交付金等の支給事務を担う必然も理解できるが、自治体ごとに事務運営の現状や行政組織を取り巻く環境等に違いもあり、個々の事案に具体的に携わることで付加される各自治体の事務負担の現状に、国等の担当部署はもう少し実態等を見極め、実情に応じた連携や支援体制を図る必要もあるように強く感じている。

本市で生じた当該交付金の事務手続誤りは、担当職員が事務手続の一部を誤認したことや決裁過程でのチェック体制等が機能しなかったことなどの要因もあるが、多くの事務が輻輳した大きな事務負担の執務環境の中で生じている。しかも、その結果、実質的に国が実施を決定した交付金事業の事業費を市の財政で負担しなければならないことになっている。

不適切な事務処理の事実を擁護するつもりはないが、当該交付金の本旨を考えた時、このような結果にいささか腑に落ちない気持ちも抱いている。当該交付金事務が自治事務と整理されている以上、事務処理を誤った自治体はその責任を負うことが必然の判断かもしれないが、釈然としないのは、当該交付金事業の本旨である交付金そのものの費用負担となる事業費の部分であり、この結果によって、本市では、当該交付金の申請漏れに相当する財政支出を一般財源で補う事態（損失相当額）が生じることになるからである。

2 過失等の評価と判断

今回の監査は、市長から、財務事務の適正な執行の観点から看過できない事案として、原因を究明し再発防止等の課題を明確化するために要求されたものである。現状、当該交付金の申請手続を誤った要因は、担当職員の誤認、決裁過程でチェック体制等が機能しなかった管理の実態や職員一人に交付金の実務と国等への交付金申請事務を兼務させていた事務処理体制などにあると考えられるが、そこに関係職員の故意等を認定できるような事実までは認められていない。

一方で、損失相当額の金額的重要性等を考慮した場合、決裁過程でチェック体制等が機能していなかった管理の実態などは、およそ組織体制の責任を免れることができない程度の過失の存在を評価すべき事務処理であることに議論の余地はないものと認められる。

しかしながら、当該事務手続誤りにより、国が負担できないとした事業費を負担することになった結果に対し、故意又は重大な過失を認めるまでの評価ができない現状では、違法又は不当性を認定し、特定の関係者に損失相当額の賠償等の措置を求めるまでの判断は妥当ではないと思慮するところでもある。

3 責任のあり方について（意見）

以上を踏まえ、責任を果たす方向については、組織の将来を見据え、地方公務員法（昭和25年法律第261号）や本市職員の服務規程等に則り、関係職員の猛省や組織の戒めに繋がる厳正な対応等の判断を求めたい。

そして、今回の監査結果等を、今後の組織力向上の機会として確実に活かし、内部統制等の事務改善策の導入を図り、全ての職員の意識醸成等を含めた実効性の高い取組に繋げることを強く望むものである。

また、その上で、過去はやり直せないことから、将来に向けた行政組織の責任の果たし方として、組織力の向上に加え、今後の本市の財政力向上に繋がる前向きな行動により、市民からの信頼回復に努められたい。